

○財務省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、告示第八号  
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生労働省、令第一号）第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十九年三月農林水産省、通商産業省、令第一号）の七を次のように改正し、令和二年十月一日から適用する。  
令和二年三月三十一日  
財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
農林水産大臣 江藤 拓  
経済産業大臣 梶山 弘志  
環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
特定分別基準適合物	再商品化の手法	特定分別基準適合物	再商品化の手法
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維物等を得るための手法であつて、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維物等を得るための手法であつて、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕繊維物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	フレック若しくはベレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（ニードロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法	規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	フレック若しくはベレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（ニードロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法
	単 価		単 価
	一トンにつき五、〇〇九円		一トンにつき四、五五一円
	一トンにつき五、六五七円		一トンにつき五、〇四二円
	一トンにつき九、一〇二円		一トンにつき七、二二一元
	一トンにつき八七九円		一トンにつき九一八円
	一トンにつき一、八三三円		一トンにつき九七二円

		規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物	
白色の発泡スチロール製食品用 トレイに係る分別基準適合物か ら減容顆粒品、インゴット又は ペレットを得るための手法	一トンにつき四八、七 二七円	ペレット等のプラスチック原料 又はプラスチック製品等を得る ための手法	一トンにつき五四、八 〇六円
高炉で用いる還元剤を得るため の手法	一トンにつき四一、〇 三〇円	コークス炉で用いる原料炭の代 替物を得るための手法	一トンにつき四五、五 〇九円
水素及び一酸化炭素を主成分と するガスを得るための手法	一トンにつき三六、六 九七円	(略)	(略)
		規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物	
白色の発泡スチロール製食品用 トレイに係る分別基準適合物か ら減容顆粒品、インゴット又は ペレットを得るための手法	一トンにつき四〇、四 一七円	ペレット等のプラスチック原料 又はプラスチック製品等を得る ための手法	一トンにつき五四、一 九一円
高炉で用いる還元剤を得るため の手法	一トンにつき三六、五 七九円	コークス炉で用いる原料炭の代 替物を得るための手法	一トンにつき四三、二 四三円
水素及び一酸化炭素を主成分と するガスを得るための手法	一トンにつき三七、一 四九円	(略)	(略)